

駒林地区地区計画

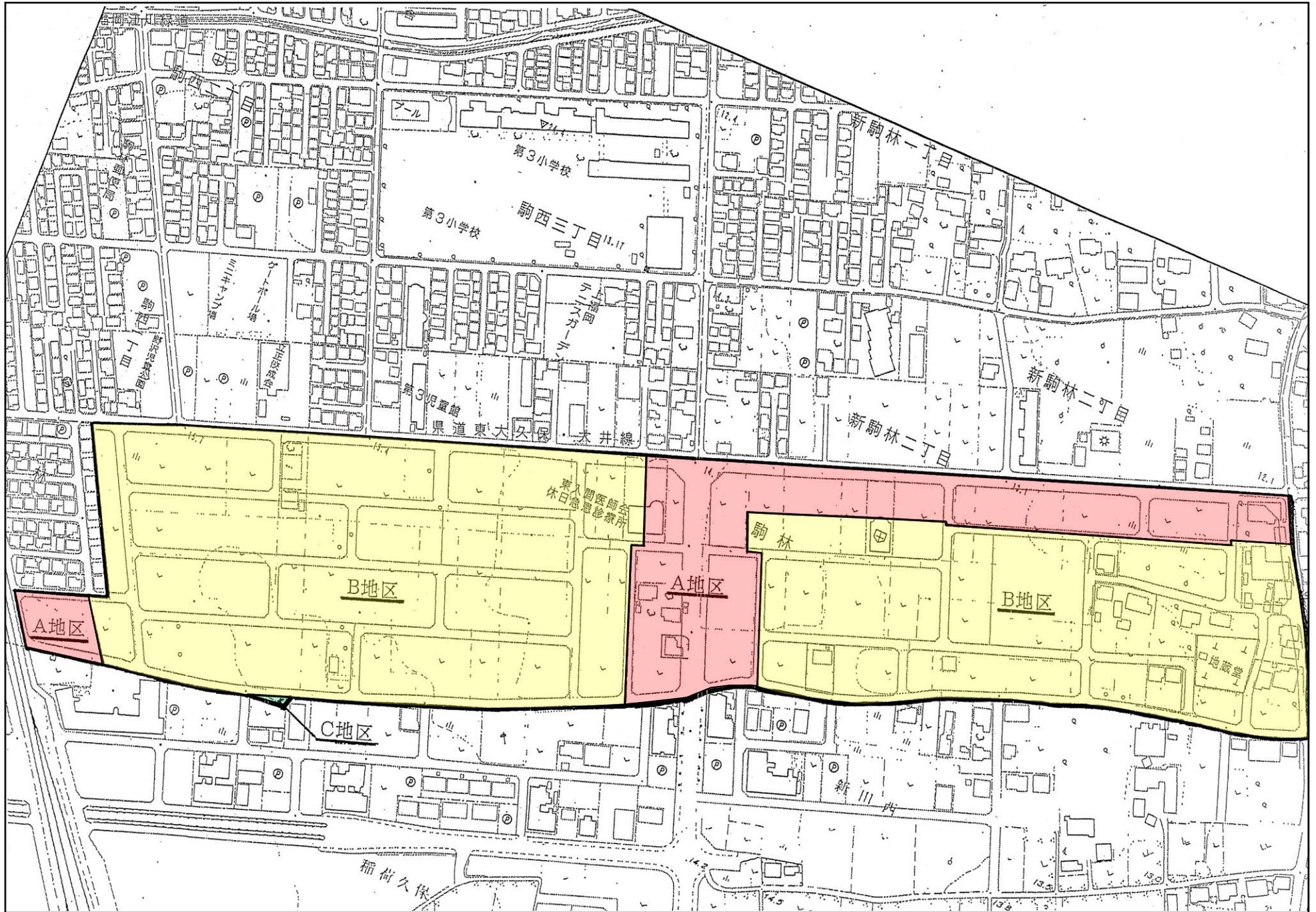
決定：平成 15 年 11 月 21 日（上福岡市告示第 125 号）

変更：平成 19 年 2 月 2 日（ふじみ野市告示第 24 号）

名 称	駒林地区地区計画
位 置	ふじみ野市駒林字南原の一部、字新田前の一部
面 積	約 13.3ha
地区計画の目標	<p>本地区は、上福岡市の南側外縁部に位置し、富士見市勝瀬原特定土地区画整理事業地に隣接する帯状の地区である。</p> <p>現在、組合において、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を目的とした土地区画整理事業を進めており、今後良好な環境を有する住宅宅地の形成が予定されている。</p> <p>従って、地区計画により建築物の用途や敷地の規模、かき、さく、について制限を定め、その効果の維持と良好な環境の創出と保全を図ろうとするものである。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>東武東上線ふじみ野駅に近く、市街地としての土地利用の高まりを背景に、良好な住宅地の供給を目的とした土地区画整理事業を進めていく。</p> <p>幹線道路へのアクセス道路の整備を図るとともに、都市計画道路の沿道については民間活力による商業施設などの誘導により、宅地化の促進を図る。</p> <p>建築物の用途・敷地面積・高さについて、適正な制限を設けるとともに、道路に面する側を生け垣等にすることにより、緑豊かな戸建て住宅に配慮した住環境の保全を図る。</p>
土地利用に関する方針	<p>都市計画道路沿いは、後背地の住環境に配慮した沿道利用と中高層住宅地を配置し、地区内は、良好な住宅地形成に影響の少ない低中層を中心とした土地利用を図る。</p>

再開発等促進区				
地区の区分	区分の名称	A 地区	B 地区	C 地区
	区分	区分の面積	2.7ha	10.6ha
建築物等に 関係する 事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1. ホテル又は旅館</p> <p>2. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>3. 共同住宅又は長屋のうち1戸の専有面積が30㎡以下のものを含む建築物</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1. 共同住宅又は長屋のうち1戸の専有面積が30㎡以下のものを含む建築物</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1. 倉庫（床面積の合計が500㎡以内のものを除く。）</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	110㎡		
	建築物等の高さの最高制限		15.0m	15.0m
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側のかき又はさくは、生垣若しくは透視可能なフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀若しくはこれらに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎で前面道路路面から60cm以下のもの又は門柱はこの限りでない。</p>		

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」



第3小学校
駒西三丁目

新駒林一丁目

新駒林二丁目

新駒林二丁目

休日急患診療所
大井線

駒林

A地区

B地区

A地区

B地区

C地区

新川

稲荷久保